

デル・テクノロジーズ販売条件（日本国内の事業者のお客様）

1. 範囲

1.1. 本販売条件（以下、「**本販売条件**」といいます）は、お客様が、サプライヤーの販売物またはサードパーティーの販売物（以下、総称して「**販売物**」といいます）を、お客様自身の事業目的での内部使用目的で、またはお客様が公的機関の場合は内部使用目的で購入する際の取引に適用されます。「**お客様**」とは、販売物を注文する事業体を指し、「**サプライヤー**」とは、お客様との間で販売物の調達について契約する Dell の法人を指します。通常、お客様およびサプライヤーは、関連する見積書および注文書で指定され、それぞれを「**当事者**」と呼び、総称して「**両当事者**」といいます。お客様が販売物を再販売することや消費者としての個人的な使用を目的として販売物を調達することを希望する場合、別の販売条件が適用されます。両当事者間で販売物に適用される書面による枠組み合意が締結されている範囲において、本販売条件に代えてそれらの条件が適用されるものとします。

1.2. 「**サプライヤーの販売物**」とは、以下を指します。

- A. 「**対象製品**」とは、サプライヤーのブランドを付した(a)ハードウェア（以下「**本機器**」といいます）、または(b)マイクロコード、ファームウェア、オペレーティング システム、アプリケーションなど、一般に入手可能な標準ソフトウェア（以下「**本ソフトウェア**」といいます）を指します。本ソフトウェアには、サプライヤーがサブスクリプション契約に基づくスタンドアロン製品としてライセンス提供している「**サブスクリプション ソフトウェア**」が含まれます。
- B. 「**本サービス**」とは、サプライヤーの(a)対象製品またはサブスクリプションの保守およびサポートのための提供サービス（以下「**サポート サービス**」といいます）、または(b)コンサルティング、およびサポート サービス以外のその他のサービス（以下「**プロフェッショナル サービス**」といいます）を指します。
- C. 「**サブスクリプション**」とは、所定の期間（以下「**サブスクリプション期間**」といいます）、お客様に提供され、サブスクリプション期間またはその他適用基準に基づいて価格設定され、次のものから構成される、サプライヤーのブランドを付したサービスを指します。(a)クラウド サービス、または(b)アズ ア サービスまたはフレキシブル コンサンプションのサブスクリプションとして提供される対象製品または本サービス。

1.3. 「**サードパーティーの販売物**」とは、サプライヤーのブランドを付していないハードウェア、ソフトウェア、製品、サービス、サブスクリプション、ソリューション、またはその他の提供物を指します。

1.4. 本販売条件に定める契約条件はすべての販売物に適用され、補足として一部の販売物に関して特定の条件が定められる場合があります。こうした補足の条件は、www.dell.com/offeringspecificterms、サービス仕様書、サブスクリプション仕様書、または本販売条件の「**スケジュール**」に記載されます。こうした補足の条件（以下、総称して「**販売物別条件**」といいます）もすべて、参照により本販売条件の一部とみなされます。

2. 見積書および注文、関係会社、優先順位

2.1. 別途合意がない限り、サプライヤーの見積書に記載された価格は見積書の有効期限まで有効であり、材料またはリソースの不足、製造コストの上昇、その他サプライヤーの合理的な管理が及ばない要因により変更される場合があります。見積書に記載された販売物を調達するために、お客様は、サプライヤーが入手可能であり、かつ、サプライヤーが承認することを条件として注文を行うこと

ができます。承諾済みの注文を、以下「**注文**」といいます。サプライヤーは、適用法に従い、見積書の価格、誤植、不足、その他の誤りを理由に注文をキャンセルすることができます。

2.2. サプライヤーは販売品を変更することができますが、これはお客様が発注した後かつデル・テクノロジーズが出荷または履行する前に行われる場合があります。その結果として、お客様が受領する本製品又は本サービスは発注されたものとは異なる場合がありますが、この場合でも、発注された本製品又は本サービスの仕様書を実質的に満たすか又はそれを上回るものとします。

2.3. 本販売条件に基づく取引には、関連会社が関与する場合があります。お客様に関して、「**関係会社**」とは、お客様を支配する、お客様によって所有される、お客様によって支配される、またはお客様と共通の所有もしくは支配下にあるその他の事業体を指します。サプライヤーに関しては、Dell Technologies Inc.およびその完全子会社を意味します。「**支配**」とは、議決権または持分の過半数を所有していることをいいます。

2.4. 矛盾が生じた場合は、以下の優先順位が適用されます。(a)当該注文書が本販売条件から逸脱することに両当事者が明示的に同意している場合の注文書、(b)販売物別条件、(c)本販売条件。

3. 納品、危険負担と所有権の移転、費用負担、検収

3.1. 別段の合意がない限り、サプライヤーは、サプライヤーが指定する運送業者を通じて、注文された販売物を注文書に記載されている出荷先住所へ出荷する手配をするものとします。納品日は目安です。本ソフトウェアは、物理メディアまたは電子的手段によって提供される場合があります。お客様は、注文書に記載の販売物に欠品、誤納または毀損があると思われる場合は、納品日から30日以内にサプライヤーに通知するものとします。またお客様は、設置予定場所が該当する文書で定められている仕様を満たしていることを確認するものとします。

3.2. 危険負担は納品時にお客様に移転します。販売されたハードウェアの所有権は、納品時にお客様に移転します。ハードウェアの「**納品**」は、サプライヤーがお客様の拠点またはお客様が指定した住所にハードウェアを納入した時点で発生します。ソフトウェアの「**納品**」は、サプライヤーが物理メディア（またはそれがインストールされているハードウェア）をお客様の拠点に納入した時点、またはソフトウェアが電子ダウンロード可能な状態になった日付けで発生します。ハードウェアの梱包材の所有権も納品時にお客様に移転し、お客様はその後、梱包材を自由に処分できます。お客様が注文書の発行以前にサプライヤーに梱包材の所有権取得を希望しない旨を通知し、サプライヤーがこれに同意した場合、梱包材の所有権はサプライヤーに留まり、サプライヤーは納品後に梱包材を回収します（このような場合、梱包材の所有権は納品後もお客様に移転しません）。

3.3. 販売物は納品時に検収されたものとみなされます。かかる検収にかかわらず、お客様は、保証の条項に基づくすべての権利および救済措置を保持します。

4. ソフトウェアライセンス

お客様の本ソフトウェアの使用権は、適用されるエンドユーザーライセンス契約（以下「**EULA**」といいます）によって規定されます。別段の合意がない限り、www.dell.com/eulaに掲載されている EULA が適用されます。

5. 本サービス、サブスクリプション

サプライヤーは、注文書で合意された期間にわたり、該当するサービス説明書、作業範囲記述書(SOW)、または本サービスに関するその他の合意文書（以下「**サービス仕様書**」といいます）に従って本サービス（成果物を含む）を提供します。サプライヤーは、サー

ビス契約（約款）、サブスクリプションに関するサプライヤーの規格書、または当該サブスクリプションに関して合意されたその他の文書（以下「**サブスクリプション仕様書**」といいます）に従ってサブスクリプションを提供します。別途合意がない限り、対象製品とともに調達された最初のサポート サービスは、該当する対象製品の保証期間の開始時に開始されます。プロフェッショナル サービスは、同じ注文書内でサプライヤーによる対象製品の販売もしくはライセンスまたはサブスクリプションとあわせて言及されている場合でも、別個のサービスとして提供されます。サブスクリプションのアクティベーション手続きとサブスクリプション期間については、サブスクリプション仕様書、注文書、またはサプライヤーのオンライン注文プロセスに記載されています。サプライヤーはいかなるプロフェッショナル サービスにおいても、法律上および規制上の助言を提供していません。

5.1. サポート サービス

- A. サポート サービスの可用性は、www.dell.com/support に掲載されているサプライヤーの適用される「サポート終了日」およびリリース サポート ポリシー、またはサプライヤーによる別途の通知（以下「**サポート ポリシー**」といいます）に従います。別途合意がない限り、サポート サービスは、(a)お客様が購入したサポート サービス期間の満了日、または(b)適用されるサポート終了日のいずれか早い時点で終了するものとし、かかる終了に対するお客様の唯一かつ排他的な救済策は、かかる終了により提供されなくなった分のサポート サービスに対する既払い料金の、サプライヤーによる返還となります。適用されるサポート ポリシーに別途記載がない限り、本ソフトウェアのサポート サービスは、本ソフトウェアの現在のリリースおよびその直前のリリースにのみ適用されます。
- B. サポート サービスは、次の事項には適用されません。(a)保証の対象外となる問題、(b)サプライヤーの施設またはお客様の施設へのリモート アクセスで再現できない問題、(c)適用可能なサービス エリア外にある対象製品の現地での作業（サービス仕様書で別途規定されている場合を除く）、(d)メディア交換、運用に関わる消耗品、外観修理、フレームなどのアクセサリまたは部品の提供、(e)デバイスの機能に影響しない損傷または欠陥。
- C. サプライヤーは、本サービスに関連する診断または修復活動のためのツールおよび予備部品を、サプライヤーの許可を受けた担当者が使用できるように、お客様の拠点またはお客様のシステムに保管することができます。かかるツールおよび予備部品について、お客様は、必要なくなった場合にサプライヤーがそれらを撤去または無効化することを許可するものとします。
- D. 交換された本機器またはコンポーネントは、注文書に別途合意がない限り、サプライヤーに返却され、サプライヤーの指定する施設に納品された時点でサプライヤーの所有物となります。お客様がサプライヤーより要請を受けてから 15 日以内に交換されたコンポーネントまたは本機器を返却しない場合、サプライヤーは交換された本機器またはコンポーネントの代金をお客様に請求する権利を留保します。サプライヤーが「お客様による交換が可能」である（つまり、簡単に取り外して再接続できる）と判断したコンポーネントの場合、またはサプライヤーが本機器を交換する必要があると判断した場合、サプライヤーは交換用のコンポーネントまたは交換用の本機器をお客様に送付する権利を留保します。
- E. サプライヤーは、お客様の許可なく、対象製品に保存されているお客様の本番データにアクセスしたり、これを使用したりすることはありません。サプライヤーにデータ削除サービスを明示的に注文していない限り、お客様は、交換された部品、対象製品、またはその他の物品をサプライヤーに返却する前に、それらに保存されているすべての情報とデータを削除する責任を負います。対象製品の記憶装置（特にハードディスクを含む）内のデータに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号（以下「**個人番号**」といいます）が含まれている場合、サプライヤーはこれを取り扱うことができないことを了承し、同意します。サプライヤーが本サービスを遂行する際

に、お客様は、サプライヤーによる個人番号の取り扱いを防止するために、個人番号が含まれる対象製品の記憶装置内のデータへのアクセス制御措置を講じるものとします。サプライヤーによる個人番号の取り扱いを防止するために、お客様が、対象製品の記憶装置内の個人番号が含まれるデータへのアクセス制御措置を講じるまでの間、いかなる本サービスも一時停止される場合があります。サプライヤーは、お客様がアクセス制御措置を講じなかった個人番号に関して一切の責任を負いません。

- F. 対象製品が本サービスの対象であり、以下のいずれかを予定している場合、お客様は事前にサプライヤーに通知するものとします(a)本機器を別の拠点に移動する（対象製品に該当する場合）、(b)ハードウェア構成を変更する、(c)対象製品のアクティベーションを拒否する、またはリモート サポート機能を無効にする。前述の行為によりサプライヤーの本サービス提供能力が制限されるか、サプライヤーの費用負担が増加する場合、サプライヤーは、本サービスを中止するか追加料金を請求する権利を留保します。さらに、これらの場合、プロアクティブ サポート機能、応答時間、その他のサービスレベルが適用されなくなる可能性があります。

5.2. 提供物に関するライセンスの付与

- A. 「提供物」とは、サービス仕様書に基づく義務を履行する枠内でサプライヤーがお客様に提供するレポート、分析結果、スクリプト、コード、その他の作業提供物をいいます。
- B. 「財産権」とは、当事者のすべての特許権、著作権、商標権、営業秘密に関する権利、その他の知的財産権のことをいいます。
- C. お客様が本販売条件および適用されるサービス仕様書を遵守すること、お客様が該当する支払金額を支払うこと、および提供物に組み込まれ、または本サービスの遂行のためにサプライヤーが使用する知的財産に対してサプライヤーが財産権を有する旨を認めることを条件として、サプライヤーは、適用されるサービス仕様書のみに従い、本販売条件を条件として、サプライヤーが提供する提供物をお客様の内部業務目的で使用することを認める非独占的、譲渡不可、撤回可能（料金の不払い、または本販売条件もしくは適用されるサービス仕様書への違反があった場合）なライセンス（サブライセンス権なし）をお客様に付与します。お客様は、自己のサービス プロバイダーに対して、お客様の代理としてお客様の内部業務目的にのみ提供物を使用することを許可することができます。お客様は、サービス プロバイダーに前述の制限を遵守させる責任を負います。
- D. サプライヤーは、本販売条件でお客様に明示的に許諾していないすべての財産権を留保します。本項「提供物に関するライセンスの付与」で付与されるライセンスは、(a)対象製品、(b)サブスクリプション、(c)別途の契約に基づいてライセンス付与または提供される物品には適用されません。サプライヤーが本販売条件、サービス仕様書に基づき提供する提供物または本サービスに類似するサービスまたは製品を開発、使用または販売する際に、サプライヤーには何ら制限が課せられません。また、お客様に対する自己の機密保持義務に従うことを条件として、サプライヤーが他のプロジェクトのために提供物を使用し、または類似するサービスを実施する際に、サプライヤーには何ら制限が課せられません。

5.3. お客様は、サプライヤーが本サービスの実施に関連して使用することを目的として自らがサプライヤーに提供する資料に対する自己の財産権を保持します。お客様は、本販売条件に基づくサプライヤーの義務を履行する際にお客様の利益のためにのみお客様が提供する資料を使用するための、非独占的、譲渡不可能な権利を、お客様の財産権に基づき、サプライヤーに付与します。

5.4. サプライヤーは、人員配置およびその人員に関するその他すべての人事事項（休暇など）について単独で責任を負います。

5.5. 本サービスおよびサブスクリプションに関連して、お客様はサプライヤーに費用を請求することなく、以下を行うものとします。(a)安全で清潔な施設、スペース、電力、文書、ファイル、データ、情報、追加ソフトウェア（必要な場合）を適時にサプライヤーの担当者に提供すること、(b)サプライヤーからの合理的な要求に応じて、熟練した権限のあるお客様側の担当者をサプライヤーに協力させること、(c)本サービスの履行に必要な物理的セキュリティとネットワークセキュリティ、および業務上のすべての条件に責任を負うこと、(d)必要に応じて、対象製品およびお客様のインフラストラクチャ環境への、サプライヤーによるリモート アクセスおよび現地立ち入りを許可すること、ならびに(e)対象製品に障害が発生した場合は速やかにサプライヤーに通知し、障害を再現するのに十分な詳細情報をサプライヤーに提供すること。

6. 支払条件、税金

6.1. お客様は、サプライヤーの請求書に記載された全額を当該請求書と同じ通貨で、記載の期間内に、または支払期日が示されていない場合は請求月の翌月 25 日までに支払うものとし、期日までに支払われない場合、延滞金に関する適用法に従って利息が発生します。お客様の支払い不履行が生じた場合、サプライヤーは、支払いまたは支払猶予期間に関する取り決めが成立するまで、(a)かかる注文書の履行の取り消しもしくは一時停止、または(b)本販売条件に基づく履行の保留、またはその両方を行うことができます。

6.2. 各注文書に基づいて支払われる料金には、お客様の購入によって発生するすべての付加価値税(VAT)、物品税、源泉徴収税、政府手数料および課税は含まれず、これらはお客様が負担するものとします。これらの料金は、法律で義務づけられている場合、請求書に別個の明細項目として記載されます。免税を受ける資格をお客様が有している場合、お客様は有効な免税証明書またはその他の適切な免税に関する証拠をお客様による注文書の発行から 1 週間以内にサプライヤーに提供する必要があります。

6.3. お客様は、アドオン機能の料金や使用量に基づく料金を含め、販売物の使用にかかるすべての料金を支払う必要があります。サプライヤーは、たとえ以下の場合であっても、従量料金または超過料金をお客様に直接請求することができます。(a)お客様が当初サプライヤーの販売店を通じて販売物を購入した場合、または(b)対応する注文をお客様から受領していない場合。

7. 保証

7.1. 対象製品に対する保証

- A. 本機器。サプライヤーは、本機器が(a)材料および製造上の重大な欠陥がないこと、および(b)当該機器に関するサプライヤーのその時点で最新の規格書に従って実質的に動作することを保証します。サプライヤーは、自己の選択および費用負担により、(1)影響を受けた本機器を修理もしくは交換する、または、サプライヤーが合理的な期間内に修理もしくは交換できない場合は、当該機器がサプライヤーに返却された時点で、(2)影響を受けた本機器に対してお客様が支払った金額のうち 5 年間の定額法で減価償却した金額を返金するものとします。
- B. 本ソフトウェア。サプライヤーは、お客様にライセンスする本ソフトウェアが、すべての重要な点において、当該ソフトウェアに関するサプライヤーのその時点で最新の規格書に実質的に準拠していることを保証します。サプライヤーは、自己の選択および費用負担により、(a)不適合を是正する、または、サプライヤーが合理的な期間内に是正できない場合は、(b)本ソフトウェアのライセンスを終了し、当該ソフトウェアに対してサプライヤーが受け取ったライセンス料もしくはサブスクリプション料金を比例配分して返金するものとします。

- C. 追加規約および通知。適用される保証期間など、対象製品の保証に適用される追加規約については www.dell.com/learn/jp/ja/jpcorp1/solutions/art-important-dell-detail-jp?c=jp&l=ja&s=corp&cs=jpcorp1 および www.dell.com/prod-warranty-maint-table をご覧ください。お客様は、適用される保証期間内に、いかなる保証請求についても速やかにサプライヤーに通知する必要があります。

7.2. 本サービスに対する保証 サプライヤーは、一般的に受け入れられている業界の基準に従って、標準的な技量で本サービスを実施するものとします。お客様は、契約義務の不履行があった場合、当該不履行の発生日から 10 日以内にサプライヤーに通知する必要があり、サプライヤーは、合理的な期間内に当該不履行を是正するための合理的な努力を払うものとします。サプライヤーの管理下にある理由により、サプライヤーが前述の欠陥を是正できない場合、お客様はサプライヤーに書面による通知を行うことで、影響を受ける本サービスを解約させることができます。

7.3. サブスクリプションに対する保証 サブスクリプション仕様書に別段の定めがない限り、サプライヤーは、サブスクリプション期間中、サブスクリプションがサブスクリプション仕様書に実質的に準拠して提供されることを保証します。サブスクリプションがこの保証内容に適合していない場合、(a) サプライヤーは適用されるサービス レベル アグリーメントおよびサービス レベル目標（サブスクリプション仕様書内に記載）に定めるとおりに、またはかかる定めがない場合には合理的な期間内に、かかる不適合を是正するために合理的な努力を尽くし、(b) サプライヤーが責任を負うべき事由による不適合をサプライヤーが是正できない場合、サプライヤーはサブスクリプションの提供を終了することができ、かかる終了の結果として提供されることがなくなった分のサブスクリプション利用料のうち、前払いした額をサプライヤーが返還するものとします。お客様は、この保証の対象となる不適合事由を発見してから 10 日以内に書面でサプライヤーに通知する必要があります。お客様は、サブスクリプションまたはその一部として提供される対象製品または本サービス、またはその両方に関して、本販売条件の「対象製品に対する保証」セクションまたは「本サービスに対する保証」セクションまたはその両方に基づくいかなる請求または要求も行わないものとします。

7.4. 制限事項 以下の原因による問題の場合は保証の対象外とします。(a) 事故、またはお客様もしくは第三者の過失、(b) サプライヤーの販売物とともに使用される第三者の物品、サービスまたはサプライヤーの管理が及ばないその他の原因、(c) サプライヤーの指示または該当する関連資料に従わない方法でのインストール、操作、使用、(d) サプライヤーの販売物の設計で意図されていない環境（サプライヤーの販売物のうちサプライヤーがホスティングするものは除く）、方法、目的での使用、(e) サプライヤー担当者以外による修正、改変、修理、(f) インターネットもしくは電子通信の利用に内在する遅延、中断、サービス障害、その他の問題、または(g) 通常の摩耗や損傷に起因するもの。サプライヤーの販売物には、フォールト トラペンス機能は備わっておらず、サプライヤーの販売物の不具合が死亡、人身傷害、または物的損害を引き起こす可能性があるような、フェイルセーフ動作を必要とする危険な環境では、使用してはなりません。サプライヤーは、これらの用途への適合性に関する明示または黙示の保証を、すべて明示的に否認します。サプライヤーは、本ソフトウェアが中断やエラーなく動作する、またはすべての欠陥が修正可能であるという旨の保証は一切行いません。

7.5. 排他的救済および保証の否認 本販売条件におけるサプライヤーの保証および保証違反があった場合のお客様の唯一かつ排他的な救済措置は、本販売条件に記載されています。適用法によって黙示されるいかなる保証も、認められている範囲内で除外されます。

8. 責任の制限

8.1. 本条項の規定は、本販売条件が適用される取引の両当事者が本契約を締結する約因の一部を構成する合意済みのリスク配分を定めるものであり、限定的な救済の本質的な目的が達成されない場合でも、またいずれかの当事者が責任の発生する危険を知らされていた場合でも適用されます。以下に記載する制限事項、除外事項、および免責事項は、本販売条件が適用されるあ

あらゆる取引に関連する、またはそれらから生じるすべての紛争、請求、または論争（契約、不法行為、過失、またはその他の理由による）（以下「**紛争**」といいます）に適用されます。

- A. 本販売条件のいかなる規定も、以下に対する責任を除外または制限するものではありません。(a)当事者による重過失、故意の違法行為、犯罪行為または詐欺、(b)対象製品、サブスクリプションおよび本サービスの使用制限の違反、(c)当事者による他方当事者の知的財産権の侵害または不正使用、(d)本販売条件に規定される当事者の補償義務、(e)支払義務の適時履行、および(f)法律により除外または制限できない損害。
- B. いずれの当事者も、責任を負担するのは直接損害のみとし、当該責任の原因となった特定の対象製品、サブスクリプションまたは本サービスに関して損害を生じた事象が発生する前の 12 か月間にお客様がサプライヤーに支払った金額、または US\$ 5 万ドルのいずれか大きい金額を上限とします。
- C. サプライヤーおよびその関係会社は、サードパーティーの販売物に関連する損害、または EULA で定義される無償のソフトウェアまたは開発ツールのお客様による使用または使用を試みたことから生じる損害について、一切の責任を負いません。
- D. サプライヤー（およびその供給業者）もお客様も、以下については責任を負いません。(a)特別、結果的、懲罰的、偶発的または間接的な損害、(b)逸失利益、収入の逸失、データの損失または破損、使用の喪失、(c)代替的な製品、サブスクリプション、またはサービスの調達。

8.2. 各当事者は、自らのデータおよび損害の軽減について単独で責任を負います。お客様は、お客様の事業におけるシステムおよびデータの重要性およびデータ保護要件（事業復旧計画を含みます）に応じて、お客様が損害を防止および軽減できるようにする情報技術(IT)アーキテクチャおよびプロセスを導入するものとします。お客様は、以下を実施するものとします。(a)定期的な（少なくとも毎日）バックアップ プロセスを設け、サプライヤーがお客様の IT システムで作業を行う前にデータをバックアップする、(b)本サービスの実行中は IT 環境の可用性とパフォーマンスを監視する、および(c)対象製品またはサプライヤーから受信したあらゆる種類の通知に速やかに対応し、特定された問題を直ちにサプライヤーに報告する。データ喪失に対する責任が当事者にある範囲において、当該当事者の負担する責任は、利用可能な最後のバックアップから、喪失したデータを復旧するための商業的に合理的かつ慣例的な努力を尽くす際の費用のみとします。

8.3. 前述の制限は、サプライヤーの関係会社のためにも適用されます。

8.4. 本条に定めているものを除き、請求はすべて適用法が定めている期間内に申し立てる必要があります。両当事者が法定の出訴期限よりも短い期限を定めることを法律が認めている場合、または法律がいかなる出訴期限も定めていない場合、請求は、訴訟原因の発生後 18 か月以内に申し立てる必要があります。

9. サードパーティーの販売物

本販売条件の他の規定にかかわらず、お客様が取得したサードパーティーの販売物は、当該サードパーティーの製造元または供給業者の標準条件、ライセンス、サービス、保証、補償、サポート条件、および適用されるデータ プライバシー条件またはデータ処理契約（それぞれ www.dell.com/offeringspecificterms から入手可能であるか、または当該サードパーティーの製造元もしくは供給業者からお客様に提供される場合があります）、またはお客様と当該製造業者もしくは供給業者との間の適用される契約に従うものとします。お客様はかかる条件の遵守に同意し、サポートまたはその他提供物に関連する問題についてはかかるサードパーティーに

直接連絡するものとします。サードパーティーの販売物に関連してサプライヤーに対し保証、データ プライバシー、損害賠償、または補償を求める請求は排除されます。

10. 機密保持

10.1.「機密情報」とは、見積書、注文書及び本販売条件が適用される販売物の範囲に関連して、書面、口頭、電子的手段、Web サイトベース、またはその他の形式により、お客様もしくはお客様の関係会社がサプライヤーもしくはサプライヤーの関係会社に、またはサプライヤーもしくはサプライヤーの関係会社がお客様もしくはお客様の関係会社に提供する、あらゆる情報、価格、技術データ、またはノウハウのことをいいます。ただし、機密情報は、(a)「機密」、「社外秘」、またはこれらに相当するものであると示されているか、「機密」、「社外秘」、またはこれらに相当する文書であると明確にかつ目立つように指定している添付文書もしくは裏付け文書が備わっていること、(b)開示者が提示前もしくは伝達前に、または提示中もしくは伝達中に、または提示後もしくは伝達後速やかに機密であると特定したこと、または(c)機密であると受領者が合理的に認識すべきものであることを条件とします。機密情報には、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれません。(1)開示当事者から事前に機密保持義務を負うことなく、受領当事者が正当に所有している情報。(2)公知の事項（もしくは他方当事者による機密保持義務の違反によらずに公知の事項となったもの）。(3)機密保持の制限なしに第三者が受領者に正当に提供したもの。(4)開示者の機密情報を参照せずに受領者またはその関係会社が独自に開発したもの。

10.2.各当事者は、自社またはそのいずれかの関係会社が本販売条件に基づく機密情報の受領者である場合、受領者が、開示日からその後 3 年間の期間にわたり、(a)本販売条件または本販売条件に基づく注文書に関連する権利の行使または義務の履行を目的としてのみ開示者の機密情報を使用し、かつ(b)開示者によって開示された機密情報を第三者への開示から保護するように徹底するものとします。本「機密保持」セクションの条件に従うことを前提として、開示者の製品およびサービスに関する技術情報、またはリリースされる可能性がある未だリリースされていない製品およびサービスに関するあらゆる情報に関しては、前述の義務が消滅することはなく、本販売条件の終了または満了後も存続するものとします。

10.3.前述の事項にかかわらず、いずれの当事者およびその関係会社も、次の場合には機密情報を開示することができます。(a)関係会社に対して、または本販売条件に基づく本サービスを提供するためにサプライヤーが使用する下請け業者に対して開示する場合。ただし、関係会社または下請け業者が知る必要があり、前述の事項を遵守することを条件とします。(b)いずれかの当事者の取締役、役員、従業員、および顧問、ならびにその関係会社の取締役、役員、従業員、および顧問に対して開示する場合。(c)法律または規制当局によって要求され、受領者が開示者に速やかに通知した場合。

11. データ プライバシー

11.1.両当事者は、本販売条件に基づく個人データの処理に適用されるすべてのデータ保護法および規制を遵守するものとします。このセクションでは、「個人データ」、「管理者」、「処理者」および「処理」は、適用されるデータ保護法に定められた意味を持ちます。

11.2.サプライヤーが、本販売条件に基づく義務の履行においてお客様に代わって個人データを処理する範囲内で、サプライヤーは、本販売条件に基づく法的義務を履行するために必要な場合にのみ、また、管理者として、サプライヤー自身のために、www.dell.com/privacy に記載されている地域固有のプライバシーポリシーに従って、または処理者として、お客様に代わって、www.dell.com/dataprocessingschedule に記載されているサプライヤーの該当するデータ処理スケジュール、もしくは両当事者が締結した別のデータ処理契約(以下「データ処理スケジュール」といいます)に従ってのみ、個人データを処理するものとします。

11.3.お客様は、以下を行う責任を負います。(a)対象製品、サブスクリプション、または本サービスの提供においてサプライヤーが必要としない個人データへサプライヤーがアクセスできないようにするための合理的な措置を継続的に実施すること、および(b)必要な個人データをサプライヤーに開示する前に、当該開示に関連するすべての必要な権利、許可、および同意を取得すること。

12. 一般事項

12.1.義務の継続 サービスおよびサブスクリプションを正当事由なく終了させることは、該当する販売物別条件で明示的に許可されている場合にのみ許可されます。注文書が終了または失効した場合でも、お客様は引き続き、従前の発注および終了した注文のすべての金額を支払う債務を有します。

12.2.準拠法および裁判管轄 本販売条件および一切の紛争は日本法に準拠します。あらゆる紛争の解決については東京地方裁判所が専属管轄裁判所となります。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用しません。

12.3.輸出規制の遵守 お客様は米国、欧州連合、およびその他の該当する法域の輸出管理法および経済制裁法（総称して「適用される輸出規制に関する法規」といいます）の適用を受け、これらを遵守する責任を負います。適用される輸出規制に関する法規を遵守している場合を除き、販売物を使用、販売、リース、輸出、輸入、再輸出、および移転することはできません。お客様は、自らが、適用される輸出規制に関する法規に基づく経済制裁の対象ではないこと、また、かかる経済制裁の対象である国または領域に所在していないことを表明および保証します。お客様は、前述の事項のいずれかに違反したことを原因として生じた第三者からの申し立てについて、サプライヤーおよびサプライヤーの関係会社 Dell を防御および補償するものとします。<https://www.dell.com/tradecompliance> で入手可能な輸出規制の遵守要件には、輸出規制に関する法規及びその時点でお客様が遵守しなければならない制限の遵守に関する詳細情報及び要件が記載されています。

12.4.お客様の責任 お客様は、(a)お客様およびその関係会社がサプライヤーまたはその関係会社に提供するテクノロジーまたはデータ（個人データを含みます）、および(b)お客様およびその関係会社が、サプライヤーの販売物との併用、サプライヤーの販売物のインストール、またはサプライヤーの販売物の一部として統合することをサプライヤーまたはその関係会社に指示または要求するサプライヤー製ではないソフトウェアまたはその他のコンポーネントに関連して必要となるすべての権利、許可、および同意を自ら得ることに同意します。お客様は、前述の義務のいずれかへの違反、またはサプライヤー、その関係会社、もしくは第三者の知的財産権のお客様による侵害もしくは不正使用を原因とする第三者が申し立てた請求について、サプライヤーおよびその関係会社を防御および補償するものとします。

12.5.完全合意 本販売条件（そのスケジュール、参照により組み込まれた販売物別条件、および各注文書を含みます）は、本契約の主題に関する両当事者の完全な合意表明を構成します。本販売条件は書面による合意によってのみ修正することができます。注文書の条件またはお客様フォームの条件は法的効力を持たず、本販売条件を変更または補足するものではありません。

12.6.不可抗力 いずれの当事者も、支払義務を除き、不可抗力による履行遅延または不履行については責任を負いません。履行遅滞または不履行が 30 日を超えて継続する場合、いずれの当事者も、他方当事者に書面で通知することにより、該当する注文書の全部または一部を直ちに終了させることができ、当該終了に関しては他方当事者に対する賠償責任を負わないものとします。「不可抗力」とは、当事者の合理的な制御が及ばない状況を指します。これには、天災、戦争、暴動、内乱、テロ行為、悪意的損害、行政措置または規制措置、事故、工場施設または機械の故障、地方または国家の非常事態、爆発、火災、自然災害、悪天候その他の大災害、伝染病/世界的流行病、サプライヤーまたはお客様への供給品に影響を与える輸出入/通関手続きの一般的な問題、資材不足、公共サービスまたは輸送網の障害、禁輸措置、ストライキ、ロックアウトその他の労働争議（サプライヤーの

従業員その他の関係者が関与しているかどうかを問いません)、または前述の事象のいずれかに起因する仕入先または下請け業者の作為または不作為が含まれますが、これらに限定されません。

12.7.譲渡 いずれの当事者も、事前に相手方当事者から書面による同意を得ずに、本販売条件、注文書に基づく権利および義務または本販売条件を譲渡、移転および更改してはならないものとします。なお、かかる同意を不当に差し控えてはならないものとします。前述の事項にかかわらず、(a)サプライヤーは、本販売条件に基づく義務を履行するために関係会社またはその他の適格な下請け業者を使用することができます。ただし、その履行については当該注文書に関連する当事者が引き続き責任を負い、(b)サプライヤーはお客様の同意なしに、注文書に基づいて生じる支払いに対する権利を譲渡することができます。

12.8.権利放棄、可分性 本販売条件のいずれかの規定を強制しなかった場合でも、当該規定および本販売条件の他の規定を放棄したことにはなりません。本販売条件の一部が執行不能とされた場合であっても、残りの規定の有効性に影響が及ばないものとします。

12.9.通知 すべての通知は、見積書または注文書で当該当事者により特定される宛先に、(a)受領確認付きの国際的に認められた翌日配達宅配便、または(b)受信確認を伴う電子メールのいずれかの方法で書面にて送信する必要があります。かかる通知のすべては受領時にその効力が生じるものとします。

12.10. 独立した契約当事者 両当事者は、本販売条件に基づくあらゆる目的において、独立した契約者です。本販売条件は、代理関係、パートナーシップ、または合併事業を成立させるものではありません。

12.11. 第三者の権利 本販売条件または注文書において、何らかの法律に基づく第三受益者は存在しません。

12.12. 反社会的勢力の排除

12.12.1. 各当事者は、相手方当事者に対し、次の事項を表明および保証します。

- A. 自らが暴力団、暴力団の関係会社または関連団体、総会屋、ならびにこれらと同等のその他の者およびこれらの構成員（以下「**反社会的勢力**」といいます）ではないこと。
- B. 意思決定機関の構成員（常務執行従業員、取締役、常務執行取締役、およびこれらと同等のその他の者を含みます）が反社会的勢力ではないこと。
- C. 反社会的勢力に自己の名義を利用して、本販売条件に基づく取引を行うものではないこと。
- D. 販売物の引渡しもしくは提供または販売物の代金の全額の支払いが完了するまで、自らまたは第三者を利用して、本販売条件に関連して以下の行為を行わないこと。(a)相手方当事者に対する脅迫的な言動をもしくは暴力を用いる行為、(b)偽計や強制力を用いて相手方当事者の業務を妨害するまたは信用を毀損する行為。

12.12.2. 各当事者は、相手方当事者が次のいずれかに該当することが判明した場合、通知なく本販売条件に基づく取引を終了させる権利を有するものとします。(a)第 12.12.1 項の A または B に定める表明および保証事項に反する申告を行った、(b)第 12.12.1 項の C に定める表明および保証事項に違反して本販売条件に基づく取引を行った、または(c)第 12.12.1 項の D に定める表明および保証に違反した。

12.12.3. お客様は、自ら、または第三者を利用して、反社会的勢力の事務所および反社会的勢力のその他の活動拠点に対し販売物を提供しないことを表明および保証します。お客様が本項に違反した場合、サプライヤーは、通知することなく本販売条件に基づく取引を終了させる権利を有するものとします。

12.12.4. 本販売条件に基づく取引が第 12.12.2 項および 12.12.3 項の規定に従って終了された場合、違反当事者は、終了によって生じたいかなる損害についても相手方当事者に対して請求しないものとします。

改定履歴:

2021年11月15日改定

2024年2月5日改定

2024年10月1日改定